

不受理通知書

第 号  
年 月 日

様

双葉町長

年 月 日付けで届出書の提出のありました双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例第10条第1項の規定による届出については、次の理由により受理できませんので、双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例施行規則第6条第3項の規定により通知します。

受理できない理由

- (1) 届出書に添付すべき書類の添付がない
- (2) 届出書又は届出書に添付された書類の内容に不備がある
- (3) その他

伝達事項

再度、届出書を提出する場合には、届出書及び届出書に添付すべき書類を精査の上、提出してください。